

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都精華大学が設置する学校（以下「本学」という。）の学費、手数料およびその他の納付金の納入等について必要な事項を定めたものである。

(学費)

第2条 本学における学費とは、入学金、授業料および聴講料をいう。

2 本学における手数料とは、別表第1に定めるものとする。

(その他の納付金)

第3条 本学におけるその他の納付金とは、法人が徴収の委託を受けた次の各号の諸会費をいう。

- (1) 同窓会「木野会」から代理徴収依頼のある同窓会費
- (2) 教育後援会から代理徴収依頼のある教育後援会費

(学費等の返還)

第4条 一旦納入した学費およびその他の納付金は、原則として返還しない。

(学費返還の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由によるときは、学長の提案により常務理事会の議を経て、当該学期分の学費の返還を行う。

2 入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取り消しを願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還する。

第2章 学部

(学費等の金額)

第6条 学費の金額は、「京都精華大学学則」（以下「学則」という。）に定める。

2 手数料等の金額は、別表第1に定める。

(納入期日・納入方法)

第7条 学費等は、毎年これを前期2回および後期2回、計4回の学費納入期に分けて、次の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期1期納入期日 4月30日
- (2) 前期2期納入期日 7月30日
- (3) 後期1期納入期日 10月30日
- (4) 後期2期納入期日 1月30日

2 新入学生（編入学生を含む。）は、合格者入学手続に定める期日までに定められた金額の学費を納入しなければならない。

3 納入方法は、次の通りとする。

- (1) 2019年度以降入学生については、前項による場合を除き、本学が指定する日に、学生が指定する金融機関の口座からの自動引落としとする。ただし、やむを得ない事由により本学が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 2018年度以前入学生については、銀行振込とする。ただし、希望により、本学が指定する日に、学生が指定する金融機関の口座からの自動引落としとすることができる。

4 自動引落としにおいて本学が指定する日、または銀行振込において第1項に定める納入期日が金融機関の休業日となるときは、その翌営業日とする。

(延納)

第8条 在学生が、やむを得ない事由により第7条第1項に定める納入期日または同条第3項に定める本学が指定する日までに学費の納入ができない場合は、次の期日までに延納願を提出し、学長の許可を受けたうえで、学費を延納することができる。

- (1) 前期1期延納願提出期日 4月15日
- (2) 前期2期延納願提出期日 7月15日
- (3) 後期1期延納願提出期日 10月15日
- (4) 後期2期延納願提出期日 1月15日

2 延納は、原則として次の期日までとする。

- (1) 前期1期延納期日 6月15日
- (2) 前期2期延納期日 9月15日

(3) 後期 1 期延納期日 12 月 15 日

(4) 後期 2 期延納期日 3 月 15 日

ただし、最終学年の場合は 2 月末日

3 前 2 項の各期日が本学の事務取扱日でないときは、直後の事務取扱日とする。

(督促・除籍)

第 9 条 次の者に対し、督促を行う。

(1) 第 7 条第 1 項各号に定める期日までに学費を完納しなかった者（ただし、前条第 1 項により延納の許可を受けた者を除く。）

(2) 前条第 1 項により延納の許可を受けたにもかかわらず、前条第 2 項各号に定める期日までに学費を完納しなかった者

2 督促を受けた者の当該学費納入期における学費納入方法は、第 7 条の規定にかかわらず、本学が指定する方法による。

3 第 1 項により督促を受けた者が、次に定める学費納入期の末日（ただし、前条第 2 項第 4 号ただし書きを除く。）までに納入しないときは、「学則」の規定に基づき、除籍する。

(1) 前期第 1 期学費納入期末日 6 月 30 日

(2) 前期第 2 期学費納入期末日 9 月 30 日

(3) 後期第 1 期学費納入期末日 12 月 31 日

(4) 後期第 2 期学費納入期末日 3 月 31 日

4 前項に定める納入期日が金融機関の休業日となるときは、その翌営業日とする。

5 除籍の日付については、別に定める。

(期末試験の受験資格)

第 10 条 学費未納者は、原則として期末試験の受験資格を有さない。

2 (削除)

(卒業)

第 11 条 学長は、学費未納者、短期奨学貸付金の返還期日を経過しても完済しない者、海外プログラム履修学生貸与金を完済しない者および留学生寮寮費を滞納している者等本学に対する諸債務のある者については、その債務が完済されるまで卒業を認めない。

(卒業延期者の学費)

第 12 条 単位未修得のため卒業を延期された者の学費は、残留学年度に適用される所定の学費を納入しなければならない。

(休学)

第 13 条 休学中の者の学費は、半期 10,000 円、通年 20,000 円を納めるものとする。

(復学)

第 14 条 休学した者で「学則」の規定により休学以前の年次に復学を許可された者は、復学した年度に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納付しなければならない。

(再入学)

第 15 条 「学則」の規定により、退学・除籍された者で同一学部・学科に再入学を許可された者は、再入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納入しなければならない。

(編入学)

第 16 条 「学則」の規定により編入学を許可された者は、編入学する学年に適用される所定の学費と同額を納入するものとする。

2 本学の在籍生で、所属する学部・学科以外の学部・学科に編入学を許可された者は、編入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を免除した金額を納入するものとする。

(学士入学)

第 17 条 本学の学部を卒業した者で、卒業した学部・学科以外の学部・学科に学士入学を許可された者は、学士入学する学年に適用される所定の学費のうち、入学金を免除した額を納入するものとする。

(転学部・転学科)

第 18 条 本学学生で所属学部および所属学科の変更を許可された者は、転学部・転学科した年度に適用される所定の学費のうち、入学金を除く金額を納入しなければならない。

(入学金免除)

第 19 条 第 15 条から第 18 条および第 23 条で規定した他に、本学（京都精華短期大学および京都精華大学大学院を含む。）に入学し、入学金を支払った者が、再度本学に入学した場合の入学金は免除する。

(科目等履修生)

第 20 条 科目等履修生の学費については、「学則」に定める。

- 2 本学の専任教職員が科目等履修生になった場合は、前項に定める学費を免除する。
- 3 前項に定める他、理事長は、常務理事会の議を経て、第1項に定める学費（登録料および履修料）を減額または免除することができる。

(聴講生)

第21条 聴講生の学費は、「学則」に定める。

- 2 本学の専任教職員が聴講生になった場合は、前項に定める学費を免除する。

(特別聴講生)

第22条 特別聴講生の学費については、別に定める。

(学費減免)

第23条 私費外国人留学生の学費は、別に定める「京都精華大学外国人留学生授業料減免規程」により減免することができる。

第3章 大学院

(学費等の金額)

第24条 大学院の学費の金額は、「京都精華大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定める。

- 2 本学の卒業生（飛び級による進学者を含む。）の学費等は、前項の規定にかかわらず入学金についてはこれを免除する。

(学費の納入)

第25条 大学院の学費等の納入は、学部学生に準じて行うものとする。

(規定の準用)

第26条 本章に規定するものの他、大学院の学費等に関する規定は、本規程「第2章学部」の第5条第1項および第2項、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第22条を準用する。ただし、第9条、第14条、第15条の「学則」とあるのは、「大学院学則」と読み替えるものとする。

第4章 研究生

(学費等の金額)

第27条 学部研究生の学費等の金額は、「学則」に定める。ただし、当該研究生の入学年度の学費を基礎として算出するものとする。

- 2 大学院研究生の学費等の金額は、「大学院学則」に定める。ただし、当該研究生の入学年度の学費を基礎として算出するものとする。

(学費の納入)

第28条 研究生の学費等の納入は、前期および後期の2回に分け、本学が定める期日までに行うものとする。

(緊急事態時の対応)

第29条 自然災害、感染症、事件、事故等の緊急事態が発生したときは、常務理事会の議を経て第7条に定める納入期日、第8条に定める延納願提出期日および延納期日、第9条に定める学費納入期末日を変更することができる。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、「京都精華大学学費規程」を廃し、2011年9月24日に制定し、同日より施行する。
- 2 2011年10月3日に改定・施行する。
- 3 2014年1月20日改定し、2014年4月1日から施行する。
- 4 2016年3月28日改定し、2016年4月1日から施行する。
- 5 2017年6月5日に改定・施行する。
- 6 2018年10月8日に改定し、2019年4月1日から施行する。
- 7 2020年4月27日に改定・施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

手数料等一覧

種別		金額
入学検定料 (学部)	下記以外の出願	35,000 円
	インターネット出願の場合	30,000 円
	同一試験種別内における併願 (複数学部の併願を含む)	2 回目以降は免除する
	同一試験種別内で区分の異なる試験方式に出願する場合	10,000 円
	大学入試センター試験利用入試へ出願する場合	10,000 円
	大学入試センター試験利用入試において同一試験種別内における併願(複数学部の併願を含む)	5,000 円
入学検定料 (大学院)		35,000 円
研究生出願手数料		12,000 円
教職課程受講料 (登録時納入)		30,000 円
図書館司書課程受講料 (登録時納入)		10,000 円
博物館学芸員課程受講料 (登録時納入)		20,000 円
在学証明書		1 通 200 円
卒業証明書		1 通 200 円
成績証明書		1 通 200 円
健康診断証明書		1 通 200 円
在籍期間証明書		1 通 200 円
卒業見込証明書		1 通 200 円
学力に関する証明書 (教職課程単位修得証明書)		1 通 200 円
各種資格単位修得証明書		1 通 200 円
各種資格免許状取得見込証明書		1 通 200 円
通学証明書再発行手数料		1 通 200 円
各種外国文証明書		1 通 500 円
学生証再発行手数料		1 通 1,000 円
再試験料		1 科目 5,000 円